

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度 予算額(百万円) |
|-----|--------------------------|---|--|--|------------------|
| 1 | 公文書館制度の推進 | ・中間書庫パイロット事業の継続的な実施により、中間書庫システムに必要な機能等の検証を行う。 ・電子公文書等の移管・保存等に関する調査研究の実施により、長期保存フォーマットの策定等を行う。 | ・民間の倉庫を借り上げ、内閣官房及び内閣府の部局を中心に、評価・選別を行う。 ・有識者の意見を聴き、実証研究を重ねるなどして電子公文書等の管理・移管(移送)・保存・利用システムのプロトタイプを作成する。 | ・中間書庫パイロット事業における取扱い文書数 ・電子公文書等の移管・保存・利用システムの運用開始に向けた、電子公文書等の移管、保存等に関する調査研究等の作業の進捗状況 | 134 |
| 2 | 重要施策に関する広報 | 政府の重要施策についての国民及び諸外国の理解の促進と協力の確保 | 分かりやすい内容の構成、適切な広報媒体の選定、時期に合ったテーマの選定及び各府省広報と政府広報の適切な役割分担と連携の確保といった点に留意し、また、政府広報事業評価基準等検討会における意見も踏まえ、より効果的かつ効果的な政府広報を実施する。 | ・実施した広報に対するアンケート調査における理解度・満足度 ・公共調達や経費支出に関する方針 | 8,984 |
| 3 | 世論の調査 | 世論調査・国政モニターの実施により政府施策の企画立案等に資すること | 国民や社会のニーズを的確に把握するため、テーマの選定、公正・中立な調査票の作成、調査の正確性の維持・向上、新しい調査技術の研究などに留意した、より効果的かつ効率的な世論の調査の実施 | ・世論調査結果の各府省の審議会、白書などでの利活用度 | 194 |
| 4 | 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の発掘・回収 | 中国各地における発掘回収事業について、予定期間内に対象地点における全ての化学砲弾等を安全かつ確実に発掘・回収することを目指し、それらの鑑定及び梱包を行い保管庫へ保管する。もって、周辺住民の生活上の不安を解消する。 | 要員派遣の迅速化を図るとともに、中国側とのより一層の緊密な協力体制を築く。また、事業の安全管理を今後も怠り無く行う。 | ・平成20年度計画の発掘・回収対象範囲に対する実施面積の割合 ・中国吉林省敦化市蓮花泡で発掘・回収された砲弾等数 ・発掘・回収事業実施後の総括会議等における日本側の取組に対する中国側の評価 | 15,464 |
| 5 | 政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 | ・適切かつ迅速な苦情処理 ・政府調達苦情処理体制に関する普及啓発 | ・関係省庁間の連絡調整の円滑化を図り、苦情の受付及び処理の状況の迅速な取りまとめを行う ・各種報告書について、苦情の内容、処理に当たったの考え方を明確にし、分かりやすい形で公表する | ・政府調達苦情検討委員会報告書について、苦情の内容、処理に当たったの考え方を明確に公表 ・HPへのアクセス件数 | 5 |
| 6 | 対日直接投資の増進 | ・対日直接投資が促進される。 | ・対日直接投資促進のため、施策の検討、普及・広報活動を行う。 ・対日投資のHPを運営し、国内外に広く対日投資施策に関する情報提供を行う。 | ・対日投資HPアクセス数 ・対日直接投資残高のGDP比 | 56 |
| 7 | 物価関連施策の推進 | ・物価動向に関する調査結果等を踏まえた、物価安定政策に関する適切な議論の実施 ・公共料金の内外価格差に関する調査結果を踏まえた、公共料金分野における制度改革の検討 ・公共料金分野における規制影響分析手法の開発・改良に資する調査・分析の実施 | ・物価安定政策会議等会議の開催 ・物価安定政策会議の議事録等の公開 ・公共料金の内外価格差に関する調査の実施 ・公共料金分野における制度改革に関する調査の実施 | ・物価安定政策会議等の開催実績 ・物価担当官会議の開催実績 ・価格調査等の実施実績 | 28 |
| 8 | 再チャレンジ支援の推進 | 再チャレンジ支援について国民に周知し、再チャレンジ気運の高揚を図る。 | 再チャレンジ支援の事例紹介や顕彰を含む再チャレンジ支援総合プランに基づく関係施策の推進。 | ・再チャレンジ支援総合プランに盛り込まれた施策のフォローアップ(内閣府担当施策のみ) | 20 |

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度 予算額(百万円) |
|-----|--------------------------------------|--|---|---|------------------|
| 9 | 道州制特区の推進 | ・道州制に向けた先行的取組である道州制特区の推進及び広報。 | ・全国での説明会の実施 ・関係行政機関等との意見交換の実施等 ・広報用パンフレットの配布 | ・シンポジウム・説明会の参加者数 ・広報用パンフレットの配布部数 ・道州制特別区域推進会議地方部会の実施 | 5 |
| 10 | 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） | 国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保 | PFIに関する普及啓発及び制度的課題、実務的課題の解決 | ・「PFI推進委員会報告一頁の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)に向けて」で指摘された課題に対する施策のフォローアップ | 55 |
| 11 | 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 | ・苦情解決比率(累計値)の高水準確保 | ・関係省庁間の連絡調整の円滑化を図り、苦情の受付及び処理の状況の迅速な取りまとめを行う。 | ・苦情解決比率(累積値) | 7 |
| 12 | 競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む) | 良質かつ低廉な公共サービスの実現 | 「公共サービス改革基本方針」の改定 | ・国の行政機関について官民競争入札等の導入を決定した事業数 | 63 |
| 13 | 国内の経済動向の分析 | 迅速かつ効率的な情報収集に努め、定期的な閣僚会議等への調査分析結果を報告するなど、時々の経済情勢や各方面からのニーズに応じ、質の高い調査分析結果を提供すること。 | 調査分析結果の活用状況やその水準について、第三者の意見や専門的見地からの助言を聴取するなど、外部評価の収集に努めるとともに、これらを次回以降の分析に活用すること。 | ・月例経済報告のHPへの掲載状況 ・年次経済財政報告のHPへの掲載状況 ・日本経済のHPへの掲載状況 ・主要な会議等への取り上げの有無 ・各マスメディアへの掲載 | 84 |
| 14 | 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 | 地域経済動向の迅速かつ効率的な情報収集に努め、定期的な閣僚会議等へ調査分析結果を報告するなど、時々の経済情勢や各方面からのニーズに応じ、質の高い調査分析結果を提供すること。 | 調査分析結果の活用状況やその水準について、第三者の意見や専門的見地からの助言を聴取するなど、外部評価の収集に努めるとともに、これらを次回以降の分析に活用すること。 | 「景気ウォッチャー調査」作成・公表 ・報告書公表日 ・報告書の配布箇所数 ・マスメディアにおける報道の状況 ・ホームページのアクセス件数 「地域経済動向」作成・公表 ・報告書公表日 ・関係団体、企業へのヒアリング ・報告書の配布箇所数 ・マスメディアにおける報道の状況 ・ホームページのアクセス件数 「地域の経済」作成・公表 ・報告書公表日 ・報告書の配布箇所数 ・マスメディアにおける報道の状況 ・ホームページのアクセス件数 上記各報告書の作成 ・月例経済報告等への活用状況 | 173 |

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度 予算額(百万円) |
|-----|---------------------|--|--|---|------------------|
| 15 | 海外の経済動向の分析 | 市販のデータベースの活用等により、迅速かつ効率的な情報収集に努め、これを基に「月例経済報告」「世界経済の潮流」の作成や定期的な閣僚会議等への調査分析結果の報告のみならず、時々の経済情勢や各方面からのニーズに応じ、質の高い調査分析結果を提供すること。 | 第三者の意見や専門的見地からの助言を聴取するなど、外部評価の収集に努めるとともに、これらを次回以降の分析に活用すること。 | ・「世界経済の潮流」の一般書店等における販売部数 ・「世界経済の潮流」のHPにおけるアクセスログ件数 ・海外経済動向等に関する分析成果（「世界経済の潮流」など）の経済分析、又は、政策立案への貢献度合い | 45 |
| 16 | 中心市街地活性化基本計画の認定 | 中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。 | ブロック別担当参事官や地域活性化応援隊による地域活性化の相談、説明会の実施等による制度のPR、地方公共団体等に対する助言等により、計画の作成・認定計画の実施等を支援する。 | ・認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合 ・（目標年次に到達している計画について）中心市街地活性化法に基づくフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合 | 3 |
| 17 | 地方の元気再生事業の実施 | 地方の実情に応じ、生活の維持や魅力あるまちづくり、産業の活性化に道筋をつけること。 | 地方再生の取組を進める上で最大の隘路となるプロジェクトの立ち上がり段階を対象として、専門的な人材の派遣、社会実験の実施などのソフト分野を中心に集中的支援を実施。 | 地方の元気再生事業として選定した取組のうち、具体的な官民の事業に発展する等取組が継続するものの割合 | 2,506 |
| 18 | 構造改革特区計画の認定 | 経済社会の構造改革の推進と地域の活性化を図るため、地方公共団体が策定する構造改革特区計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。 | ブロック別担当参事官や地域活性化応援隊による地域活性化の相談、説明会の実施等による制度のPR、地方公共団体等に対する助言等により、計画の策定・認定計画の実施等を支援する。 | ・構造改革特区計画の認定件数 ・計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合 | 113の内数 |
| 19 | 地域再生計画の認定 | 地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体等により策定する地域再生計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。 | ブロック別担当参事官や地域活性化応援隊による地域活性化の相談、説明会の実施等による制度のPR、地方公共団体等に対する助言等により、計画の策定・認定計画の実施等を支援する。 | ・地域再生計画の認定件数 ・計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」と回答した地方公共団体の割合 | 113の内数 |
| 20 | 特定地域再生事業会社の指定 | 地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、特定地域再生事業会社の指定を増加させること。 | ブロック別担当参事官や地域活性化応援隊による地域活性化の相談、説明会の実施等による制度のPR、地方公共団体等に対する助言等により、特定地域再生事業会社の設立を促進する。 | 特定地域再生事業会社の指定数 | 113の内数 |
| 21 | 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 | 地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生基盤強化交付金を活用する地域再生計画の認定数を増加させ、自ら設定する計画の目標達成を促進すること。 | ブロック別担当参事官や地域活性化応援隊による地域活性化の相談、説明会の実施等による制度のPR、地方公共団体等に対する助言等により、地域再生基盤強化交付金を活用した地域再生計画の策定を促進する。 | 地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数 | 144,608 |

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度予算額(百万円) |
|-----|-----------------------|--|---|--|--------------|
| 22 | 地域再生支援利子補給金の支給 | 地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生支援利子補給金を活用する融資を増加させることにより、地域再生に資する民間事業の増加を促進すること。 | ブロック別担当参事官や地域活性化応援隊による地域活性化の相談、説明会の実施等による制度のPR、地方公共団体等に対する助言等により、地域再生支援利子補給金を活用する融資を増加させる。 | ・地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資の融資額 | 21 |
| 23 | 原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱） | 将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的として、厳に平和の目的に限り、安全の確保を前提として、原子力の研究、開発及び利用を推進する。 | 平成17年10月に原子力委員会が策定し、同月、原子力政策に関する基本方針として尊重する旨閣議決定された「原子力政策大綱」に基づき、国及び関係機関において原子力の研究、開発及び利用に関する施策を実施する。 | ・原子力政策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ | 191 |
| 24 | 防災に関する普及・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災週間のみならず、学校内外における防災教育、社会教育施設を活用した防災教育など対象別のきめ細かい意識啓発事業の実施による、地域全体において防災に対する平時の備えや災害時にとるべき行動の知識の普及、地域の総合的な防災力の向上。 ・事業継続計画(BCP)策定の普及等による防災活動の強化と早期の社会的・経済的復興の促進、民間企業の防災への取組の推進、事業者、地域住民、NPOなどが主体となった災害に強いまちづくりの取組促進、ボランティアの善意が最大限発揮できるような災害ボランティア活動の環境整備などの地域・企業の防災力向上。 ・災害発生時において政府の災害対策本部の事務局要員となるべき国の防災担当職員の人材育成を図る。 ・大規模災害発生時における災害応急対策業務の実践的対応能力の向上を図る。 ・市町村における災害時要援護者の避難支援の取組を促進する。 ・特定地震防災対策施設(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター)の円滑かつ安定した運営を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災フェア等の防災週間を中心とした国民的な事業の継続、国民運動の基本方針に則る年間を通じた各種普及・啓発事業の展開に加え、意識調査などを活用した最も効果的かつ具体的な啓発手法の検討・調査、地域企業間の連携を促進するためのモデル事業を行う。 ・事業継続計画の策定支援コンサルタントに関する情報提供環境の充実に向けた検討を行うなど更なる環境整備を推進する。 ・「防災ボランティア活動検討会」等を通じて防災ボランティア活動の環境整備を行うとともに、防災ボランティア活動に対する国民の理解を深める。更に、より被災者のニーズに対応した防災ボランティア活動が可能となる環境に向けて、携帯電話やインターネットなどの最新のIT技術も活用したシステム構築等の可能性について検討する。 ・実践的な国家公務員防災担当職員合同研修を実施し、防災担当職員の能力向上のための手引きを作成する。 ・実践的な災害対応能力向上のための訓練手法を開発する。 ・自然災害による「犠牲者ゼロ」を目指して、災害時要援護者対策の促進を図るため、実務に携わる地方公共団体の職員等を対象に先進的な取組事例の発表、避難支援プランモデル計画の説明などを行う全国キャラバンを展開する。 ・特定地震防災対策施設の運営を補助する(【事業内容】: 阪神・淡路大震災をはじめとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示及び情報発信、防災に関する総合的、実践的能力を有する人材の育成、復旧・復興対策のあり方等を含めた総合的な防災に関する調査研究)。 | 「防災フェア」等におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合 | 473 |
| 25 | 国際防災協力の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組」の推進に貢献する。 ・我が国が自然災害に対して脆弱ではないかとの国際的な見方に対し、防災分野での我が国の高度・先進的な取組を国際的に紹介することにより、危機管理や災害対策に対する我が国の信頼を高める。 ・アジア防災センターを活用した地域防災協力を推進し、アジアの開発途上国の災害対策の充実を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・わが国が自らの経験に基づく知見や技術を、アジアなど開発途上国の防災上のニーズや国際協力面での課題に応じて提供するため、総合的な防災協力を行えるような戦略の具体化を図る。 ・世界各国の防災行政の指針である兵庫行動枠組を推進し、アジアにおける国際防災協力活動を主導するため、国連防災世界会議において我が国が表明したとおり、アジア防災センターを通じた地域防災協力の強化を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・アジア各国の防災行政実務担当者に対する短期研修者数 ・アジア各国の将来の防災行政を担う人材に対するアジア防災センターにおける課題解決型実務研修者数 ・アジア各国の地域特性や災害発生状況に応じた防災対応力向上プロジェクト実施件数 | 171 |

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度 予算額(百万円) |
|-----|------------------|--|--|---|------------------|
| 26 | 災害復旧・復興に関する施策の推進 | 地域防災計画の内容の充実等、地方公共団体、国民等の災害復旧・復興対策に関する意識の向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震における国の復興対策に関する個々の検討課題への対応の調査検討を継続する。 ・地方公共団体に対して復旧・復興対策に関する情報提供を強化するための調査検討及びセミナー等を開催する。 ・災害に係る住家の被害認定業務のあり方について新たな視点から検討を行う。 ・被災者生活再建支援法の制度の適正な運営のための調査を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧・復興対策に係る項目について記載された地域防災計画の割合 | 60 |
| 27 | 地震対策等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震防災戦略に定められた10年間の目標を達成する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震対策等を推進するための各種調査の実施、計画の策定等を行う。 ・関係都府県で策定された地域目標を分析し、地域特性を踏まえた地震防災戦略の改善に向けた検討を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震防災戦略の目標の達成状況のフォローアップ ・中部圏・近畿圏内陸直下地震対策大綱 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災戦略 | 1,299 |
| 28 | 駐留軍用地跡地利用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の均衡ある発展等の観点から、沖縄県や地元市町村の跡地利用に向けた主体的な取組に対し、支援を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用に取り組む市町村に対し、アドバイザー派遣等の支援を行うとともに、嘉手納以南6施設返還合意への対応も含めた今後のより一層効果的な跡地利用施策展開方策の調査検討等を行なう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対するアドバイザー派遣件数 ・今後の跡地利用施策展開方策の報告書作成状況 ・地方自治体における跡地利用計画の作成状況 | 73 |
| 29 | 沖縄の離島の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄における離島の活性化のため、離島のもつ個性豊かな自然や文化を活かした取組を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・離島の活性化に資する特産加工施設等の整備、離島地域の自然や文化を活かした交流促進、離島間の広域連携による活性化等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・離島地域広域連携推進モデル事業における事業採択件数 | 22 |
| 30 | 沖縄振興計画の推進に関する調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興計画の効果的、一体的な推進を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興計画を効果的、一体的に推進するための調査を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を活用した施策の検討状況 | 100 |
| 31 | 沖縄における産業振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の自立型経済の構築に向け、地域特性・優位性を生かし、観光・リゾート産業や情報通信産業、その他新産業の創出等を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の観光・リゾート産業については、質の高い沖縄観光を実現するため、沖縄観光をリードする人材（経営者等観光コア人材）の育成方策の調査、沖縄への来訪が期待される東アジア諸国の国際観光市場の動向調査や沖縄の観光資源の効果的なプロモーション戦略のモデル構築、沖縄の自然環境等を保全した観光地づくり等に取り組む。また、情報通信産業については、付加価値の高い高度な情報通信産業の振興を図るため、沖縄IT津梁パークの整備や情報産業の核となる人材の育成を図る。更に、新産業の創出に向け、産学連携での研究開発の支援や生物資源等を活用した研究開発の支援を行う。 ・加えて、産業の振興と一体となった雇用の安定や沖縄の将来を担う人材の育成を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な観光地づくり支援事業」報告書作成状況 ・「持続可能な観光地づくり支援事業」事業採択件数 ・沖縄IT津梁パークの中核支援施設の整備 ・特別自由貿易地域における賃貸工場の整備 | 1,719 |

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度予算額(百万円) |
|-----|----------------|---|---|--|--------------|
| 32 | 沖縄における社会資本等の整備 | <p>沖縄振興計画及び同計画後期展望に基づき、沖縄の持続的発展を支える基盤づくりや、安全・安心な生活の確保、亜熱帯性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興を図る。</p> | <p>・沖縄の持続的発展とともに県民生活の向上を図るため、目的志向型の総合的・戦略的な社会資本整備を一層進め、自然環境や沖縄らしい風景に配慮しつつ、沖縄の優位性を最大限発揮した特色ある地域としての整備を推進する。 ・農業振興のための施策や、離島・へき地における医師確保等の医療提供体制の確保などを推進する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画書に記載された治山事業の数量のうち、着手済の地区数 ・津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない面積の削減 ・公営住宅整備戸数 ・下水道処理人口普及率 ・配水池標準有効容量の達成率 ・一般廃棄物のリサイクル率 ・一般廃棄物の最終処分率 ・工業用水道整備進捗率 ・一人当たり公園整備面積 ・農地にかんがい施設が整備された面積の割合 ・造林面積 ・漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備率 ・公立学校施設の耐震化率 ・10万人対医師数(全国比) ・さとうきびの生産量 ・ウリミバエの発生件数 | 100,468 |
| 33 | 沖縄の特殊事情に伴う特別対策 | <p>沖縄振興計画及び同計画後期展望に基づき、沖縄における亜熱帯特性を活用した科学技術研究(亜熱帯研究)を総合的に推進するとともに、沖縄の特性を活かした滞在型・参加型観光を促進する。また、長期・低利の資金を安定的に供給するという沖縄振興開発金融公庫の政策金融機関としての役割を十分かつ円滑に遂行させる。</p> | <p>・亜熱帯特性研究について、調査研究会の開催や報告書の作成・公表等を行う。 ・滞在型・参加型観光の促進について、体験滞在プログラムの作成やインストラクターの養成等のソフト事業及び体験滞在プログラムの実施に必要な施設の整備を実施する。 ・沖縄振興開発金融公庫が、政策金融機関として、長期・低利資金の安定的供給を行えるよう、当該年度における公庫の事業計画等を基礎に計算した損益収支上の不足額(差額)を補給金として支出する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・亜熱帯特性研究推進事業の実施状況 ・報告書の作成・公表 ・調査研究会の開催 ・体験提供施設を利用した満足度 ・沖縄振興開発金融公庫の貸付状況 ・20年度末貸付金残高 | 3,620 |
| 34 | 沖縄の戦後処理対策 | <p>埋没不発弾等による事故を防止し、住民の安全確保を図る。また、対馬丸遭難学童遺族特別支出金を支給し、弔意を表すとともに、対馬丸事件を後代へ伝承し、遭難学童への哀悼と平和を祈念する。 さらに、沖縄戦関係資料閲覧室の運営を通じて、国民の沖縄戦に関する理解を深めるとともに、先の大戦による沖縄県の位置境界不明地域について、土地取引等正常な社会・経済活動を可能とする。</p> | <p>・沖縄における不発弾等の探査、発掘を計画的に実施する。 ・対馬丸遭難学童遺族に対し、適正かつ円滑に特別支出金を支給する。 ・対馬丸等の関連資料を収集・展示する特別展等を開催する。 ・インターネット閲覧の充実などを図りつつ、沖縄戦関係資料閲覧室の利用を促進する。 ・位置境界不明地域について、各筆の土地の位置境界明確化を行い、登記に反映する。</p> | <p>沖縄不発弾等対策事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾等処理事業の実施件数 ・広域探査発掘事業の実施地区数 ・市町村支援事業の実施件数 <p>・対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対馬丸平和祈念事業の特別展に係るアンケート調査において有益とする者の割合 <p>沖縄戦関係資料閲覧室の利用状況 ※20年度は移転に伴い、開館期間は11か月を予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ利用件数 ・来室者数 <p>位置境界明確化事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証面積率 | 526 |

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度 予算額(百万円) |
|-----|------------------|--|---|---|------------------|
| 35 | 青年国際交流の推進 | 事業ごとの特色を生かすこと等を通じ、青年国際交流事業参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合が67%以上になること。 | 各省と国際交流の推進について密接な連絡、情報交換、協議等を行いつつ、これまで構築した人的ネットワークを有効活用し、事業を実施する。その際、事業ごとの特色をより生かしたものにし、また、企業や団体の協力を得て、青年の多様な需要に応えるものとする。 | ・青年国際交流の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合 ・青年国際交流の各事業の派遣国及び寄港国を管轄する在外日本公館のうち、事業が日本及び当該国の友好に寄与したと考える公館の割合 | 1,609 |
| 36 | 青少年健全育成に関する普及・啓発 | 次代を担う青少年の健やかな成長に資するため、青少年育成施策大綱(平成15年12月青少年育成推進本部決定)に基づき、事業の実施等を通じて、青少年の健全育成と非行防止に向けた国民運動の推進を図る。 | アンケート調査の結果等を踏まえ、各種事業の内容の充実等を図る。 また、有識者等から事業の成果と今後の課題について報告を受け、諸施策の実施に反映。 | ・青少年育成HP(青少年白書、青少年に関する調査研究等)へのアクセス件数 ・各種事業の参加者等に対する事業の有効性等についてのアンケート調査における肯定的な回答の割合 | 365 |
| 37 | 食育に関する普及・啓発 | 基本法に基づく基本計画の円滑な施行と、より国民に定着した食育推進に資することにより、国民の健全な心身と豊かな人間性を確保する。 | 重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を行うため「食育月間」の期間中において、各種の広報啓発活動等の集中的な食育推進運動を実施する。 | ・食育推進全国大会におけるアンケートへの肯定的な回答の割合 ・食育HPへのアクセス件数 ・食育推進計画を作成・実施している都道府県市町村の割合 | 100 |
| 38 | 少子化社会対策に関する普及・啓発 | 子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じる事が出来る社会へ転換する。 | 各種施策がより効果を発揮するためには、少子化対策についての国民の理解を深めていくことが必要不可欠であることから、政府において決定した少子化対策についての広報・啓発を実施する。 | ・少子化対策HP(少子化社会白書、少子化社会対策に関する調査等)へのアクセス件数 ・各種事業(少子化社会対策に関する国際シンポジウム、官民連携子育て支援推進フォーラム・全国リレーシンポジウム、子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム)におけるアンケートへの肯定的な回答の割合 | 264 |
| 39 | 高齢社会対策に関する普及・啓発 | 高齢者の社会参加を促進するとともに高齢者のそのような活動に対する国民の理解を深めること。 | 地方自治体やNPO等との連携を図るとともに、必要に応じ学識経験者らの知見を活用する。また幅広い年代から多数の参加者を得るため、ホームページ等を通じ事業の趣旨・内容について周知を図る。 | ・高齢社会対策HPへのアクセス件数 ・各種事業(心豊かな長寿社会を考える国民の集い、高齢社会セミナー、都道府県・指定都市高齢社会対策主管課(室)長会議)におけるアンケートへの肯定的な回答の割合 | 66 |

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度 予算額(百万円) |
|-----|------------------------------|---|--|--|------------------|
| 40 | バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発 | 高齢者、障害者を含む全ての人々が安全で快適な社会生活を送れるようバリアフリー化を推進する。 | バリアフリー化推進功労者表彰を実施し、優れた取組の普及・啓発を図る。受賞者の活動等の発表会を実施することに加え、受賞事例集を作成して地方公共団体に配布する。 | ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進HPへのアクセス件数 ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例集の作成・配布 ・「心のバリアフリー」を推進するマニュアルの作成・配布 | 14 |
| 41 | 障害者施策に関する普及・啓発 | 障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図る。 | 障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が積極的に参加する意欲を高めるため各種事業を行う。 | ・障害者白書、障害者施策総合調査等に関する調査・研究掲載HPへのアクセス数 ・障害者週間関連事業(集い・シンポジウム・セミナー等)及び障害者施策総合推進地方会議等各種事業におけるアンケートへの肯定的な回答の割合 | 97 |
| 42 | 交通安全対策に関する普及・啓発 | 国民一人一人に交通安全知識の普及を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図る。 | 全国交通安全運動に合わせて、中央大会、交通安全フェアの実施。年間を通じて、子どもと高齢者等を対象とした交通安全意識啓発事業、交通指導員等による街頭活動等への支援・啓発の実施。これらの実施に際し、ポスター掲示、チラシ配布及びホームページ掲載等の広報を実施。地方自治体や民間団体との連携・協力の上で推進。 | ・交通安全対策HPへのアクセス数 ・各種事業(シンポジウム・研修等)におけるアンケートへの肯定的な回答の割合 ・全国交通安全運動の実施 | 353 |
| 43 | 犯罪被害者等施策に関する普及・啓発 | 国民が犯罪被害に関する正しい理解を深め、被害者等に対して適切な配慮や支援がなされる社会を形成する。 | 被害者等の支援にあたる機関・団体等の連携及び体制の充実・強化、国民への周知及び効果的な広報・啓発、住民に身近な地方公共団体の取り組みへの支援・協力を行う。 | ・犯罪被害者等施策HPへのアクセス数 ・「被害者支援ハンドブック・モデル案」、「研修カリキュラム・モデル案」の作成 ・各種事業(シンポジウム・研修・会議等)におけるアンケートへの肯定的な回答の割合 | 159 |
| 44 | 自殺対策に関する普及・啓発 | 自殺について、国民の正しい理解を深め、自殺防止につなげる。 | 自殺予防対策に関するシンポジウムの実施、自殺者遺族支援団体の自立化支援事業などを行う。 | ・シンポジウム等のアンケートにおける肯定的な評価の割合 ・国民の意識・行動や地方公共団体、民間団体等における様々な取組等を調査 | 95 |
| 45 | 栄典事務の適切な遂行 | 適切な審査を行うとともに、推薦要綱(平成15年閣議報告)等に定められた総数の発令に努める。 ①春秋叙勲 春秋の発令ごとに概ね4,000名 ②危険業務従事者叙勲 毎回の発令ごとに概ね3,600名 ③春秋褒章 春秋の発令ごとに概ね800名 | 春秋叙勲は、各界各層から幅広く候補者を発掘し、民間分野の受賞者の増加に努めるとともに、民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘、女性功労者の発掘、一般推薦制度の適切な運用を図る。 | ・春秋叙勲の発令数 ・危険業務従事者叙勲の発令数 ・春秋褒章の発令数 ・発令日 ・「一般推薦制度」に係るホームページへのアクセス数 | 2,989 |

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度予算額(百万円) |
|-----|-------------------|--|--|--|--------------|
| 46 | 男女共同参画に関する普及・啓発 | 広く男女共同参画に関する普及啓発を行い、男女共同参画に関する国民の理解や認識を深める。 | 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」及び「男女共同参画フォーラム」を始めとする多様な男女共同参画に関する普及・啓発事業の展開 | ・「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」及び「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合 ・内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数 | 141 |
| 47 | 国際交流・国際協力の促進 | ・情報収集を行い、我が国の取組の発信を行うため、男女共同参画社会の形成の促進に資する国際会議等に出席する。会議出席数は前年度並みを維持する。 ・男女共同参画に関する諸外国との国際シンポジウム・セミナーを開催し、国民・企業等が海外の先進的な取組・好事例の理解を深める。 | ・男女共同参画社会の形成の促進に資する国際会議等への出席 ・セミナー、シンポジウム形式の情報提供の場の開催 | ・「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議等への出席回数 ・国際シンポジウム・セミナーのアンケートにおいて肯定的な評価の割合 | 33 |
| 48 | 女性に対する暴力の根絶に向けた取組 | ・女性に対する暴力の被害者を支援する者及び国民一般に対し、女性に対する暴力に関する情報を提供し、女性に対する暴力及びその対処に関する理解を深める。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」を実施するなど、女性に対する暴力の根絶のための広報啓発活動を実施し、この問題についての社会的認識を徹底する。 ・配偶者暴力防止法の法改正を踏まえ、適正かつ円滑な施行に努め、政策に資するための調査研究や職務関係者に対する研修を実施する。 ・地方公共団体、民間団体との有機的な連携を確立する。 | ・11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施するなど、広報啓発を行う。 ・配偶者からの暴力被害者支援セミナーを実施するほか、弁護士やカウンセラー等のアドバイザーを派遣し、相談担当者等の支援を行う。 ・地方公共団体の暴力対策担当者、専門家・有識者、民間団体担当者等が一堂に会する「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)」を開催し、広域的な連携の強化・拡大及び地方公共団体における取組の促進を図る。 | ・「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」におけるアンケートにおいて「良かった」とする評価の割合 ・DV全国会議における参加者アンケートにおいて「有益だった」とする評価の割合 ・女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数 | 79 |
| 49 | 女性のチャレンジ支援 | ・「男女共同参画基本計画(第2次)」に明記された「2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に占める割合が30%程度になるよう期待する。」との目標達成に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画を進める。 ・女性のチャレンジ支援関連情報のネットワーク化、ワンストップ化の実現、取組・実践事例の周知や、再就職・起業等の支援を行う。 | ・積極的改善措置(ポジティブ・アクション)導入促進 ・政策・方針決定過程への女性の参画に資する情報提供、協力要請 ・地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業 ・地域おこし、まちづくり、観光分野における女性のチャレンジ支援のための事業 ・女性の再チャレンジ支援サイトの充実等 ・女子高校生に対する理工系への進路選択支援のための啓発事業 | ・社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合 ・女子高校生に対する理工系への進路選択支援のための啓発事業におけるアンケートの肯定的な評価の割合 | 108 |
| 50 | 国民生活に関する調査分析 | 国民生活についての多面的な動向把握・調査分析を分かりやすい形でまとめ、閣議はじめ様々な政府内の場で報告し、適切な国民生活関連諸施策の形成に資する。 また、国民生活面における新たな重点課題について理論的検討と実証分析からなる包括的な研究を実施することにより、それら課題に対処するための効果的な政策立案を促す。 | 国民生活選好度調査、国民生活モニター調査などにより、国民生活について多面的に動向を把握し、また、国民生活白書などにおいて国民生活上の重要事項についての詳細な分析を行い、閣議はじめ様々な場で報告することを通じて政策立案に資する。 国民生活面における新たな不均衡を克服し、経済成長と安全・安心の社会を両立させるための重点課題について、理論的検討と実証分析による総合的な分析を行い、幅広く公表することにより、それら課題に対処するための諸施策の検討に反映させる。 | 関連諸施策の立案状況、国民生活政策や国民生活面における新たな重要課題についての意識調査等を利用して評価する。 ・国民生活白書の作成に際して、テーマに即した適切なデータを収集し、分析できたか ・同白書公表時における新聞等メディアへの掲載数 ・同白書に関するHPのアクセス数 | 84 |

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度予算額(百万円) |
|-----|----------------------|--|--|--|--------------|
| 51 | 省資源・省エネルギー型生活の推進 | 国民の日常生活における省資源・省エネルギーに対する意識等の向上 | 省資源・省エネルギーへの取組の普及啓発活動、環境にやさしい買い物の実践を消費者に促すキャンペーン、民間団体による先駆的な省資源・省エネルギー実践活動等のモデル的实施 | 「省資源・省エネルギー」HPトップページのアクセス数(月平均) | 14 |
| 52 | 公益通報者保護の推進 | 通報を受け付ける事業者、通報の主体となる労働者等の公益通報者保護制度に関する認知度及び意識等の向上 | 広報資料の作成・送付、関係者別説明会、シンポジウムなどの普及啓発活動、行政機関職員の研修・意見交換会や調査研究など実施。また、公益通報者保護制度に関する総合相談窓口である「公益通報者保護制度相談ダイヤル」の適切な運営を行う。 | アンケート調査等により、公益通報者保護に関する通報を受け付ける事業者、通報の主体となる労働者の制度に対する認知度や意識等の変化を把握し評価する。 ・公益通報者保護法説明会及び公益通報シンポジウムへの参加者数 ・通報・相談窓口を設置している市区町村の割合 | 50 |
| 53 | 社会的責任の取組促進に関する施策の推進 | 各ステークホルダー代表により構成される「社会的責任の取組促進に向けた円卓会議(仮称)」(以下、円卓会議)を開催し、これを頂点としたマルチステークホルダーによる新たな社会的合意形成や取組促進の仕組みを整備することで、各主体の果たすべき役割について共通認識を醸成するとともに、合意された役割の実行性高める必要がある。このため、円卓会議の円滑な運営を行うほか、積極的な周知啓発活動によりステークホルダーの関心を喚起し、代表選出等を通じて各層の議論への参画を促す。 | ・円卓会議の運営(総会、部会、運営委員会を開催する) ・関係省庁連絡会議の開催 ・社会的責任の取組促進のための環境整備策に関する国内調査 ・「社会的責任白書(仮称)」の作成 ・パンフレット、ハンドブックの作成、配布 ・シンポジウムの開催 ・ポータルサイトの構築 | ・「社会的責任の取組促進にむけた円卓会議(仮称)」の開催に向けた意見交換会の開催 「社会的責任の取組促進に向けた円卓会議(仮称)」の開催 ステークホルダーごとのネットワークの形成 | 51 |
| 54 | 個人情報保護に関する施策の推進 | 事業者及び国民に対して、法制度の周知を徹底する。 | 事業者及び国民に十分な情報提供が行われるよう、インターネットの活用、ポスターの提示、パンフレットの配布、説明会の実施等多様な媒体を用いて、広報・啓発に取り組む。また、各種連絡会議の開催、法の施行状況の取りまとめ、調査研究等を行う。 | ・法の施行状況に関する報告のとりまとめ、概要の公表、配布 ・説明会・講演会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合 | 74 |
| 55 | 市民活動の促進 | ・特定非営利活動法人制度の信頼性の確保のため、特定非営利活動促進法に基づく業務を着実に行う。 ・特定非営利活動法人の活動基盤の強化及び特定非営利活動法人等と行政との連携・協働を推進する。 | ・認証業務における申請書類等の形式的なチェックや監督業務における事業報告書の提出状況の管理等について、部外協力者にアウトソーシングする。 ・特定非営利活動法人の活動基盤強化及びNPOと地方公共団体との協働事業について、シンポジウム、研修会等を行う。 | ・特定非営利活動促進法に基づく申請に対する認証・不認証の決定までの期間 ・事業報告書等の未提出法人への督促状送付 ・特定非営利活動法人に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合 | 305 |
| 56 | 消費者行政の推進(消費者基本計画を含む) | 消費者利益の擁護・増進に取り組むことを通じ、消費者基本法の基本理念の具体化を図る。 | 消費者基本計画の具体的な施策に盛り込まれた事項について、明記された実施時期までの達成を図ることが1つの手段として考えられる。 | ・消費者政策会議(会長:内閣総理大臣、委員:全閣僚+公取委委員長)の開催数 ・消費者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ ・消費者政策担当課長会議の開催数 ・都道府県等の地方自治体との連絡会議の開催数 ・国際会議への出席数 ・消費者月間の啓発に関するポスターの配布枚数 | 190 |

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度予算額(百万円) |
|-----|-----------------------------|--|---|--|--------------|
| 57 | 消費者契約法の施行 | 主に差止請求権を行使する適格消費者団体の活動など本制度に対する、消費者及び事業者の認知度の向上を図る。 | 広報資料の作成・送付、意見交換ミーティング(適格消費者団体の活動を紹介する場)などを実施。 | ・広報資料の作成・配布実績 (広報資料:ポスター、パンフレット、リーフレット) ・意見交換ミーティングの開催実績 | 58 |
| 58 | 消費者の安全に係る施策の推進 | リコール制度の強化・拡充を行うため、「リコールの分野横断的指針検討会」を開催し、分野横断的な指針を策定する。 | 「リコールの分野横断的指針検討会」を開催。 | ・リコール等に関する分野横断的指針の策定 | 14 |
| 59 | 食品健康影響評価技術研究の推進 | 食品の危害要因に応じた評価手法の開発等するための食品健康影響評価技術研究を実施するに際して、 ・実施要領に定める平均中間評価点が3以上の研究課題が50%以上 ・実施要領に定める平均事後評価点が3以上の研究課題が50%以上とすること。 | 専門家により構成される研究運営委員会(8名)において、研究途中段階の課題については中間評価を、研究終了した課題については事後評価を行う。 | ・実施要領に定める事後評価結果 ・実施要領に定める中間評価結果 | 360 |
| 60 | 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進 | ・食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合を50%以上とすること。 ・食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合を50%以上とすること。 ・年度末におけるメールマガジンの登録者数(対前年度末に対する増加率)を20%以上とすること。 | ・食品健康影響評価の内容に関する意見交換会の開催 ・食品安全委員会の活動に関する情報をタイムリーに届けるためのメールマガジンの発行 | ・食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合 ・食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合 ・年度末におけるメールマガジンの登録者数(対前年度末に対する増加率) | 123 |
| 61 | 原子力利用の安全確保に係る施策の遂行 | 有識者からなる調査審議機関として、専門的・中立的な立場から、我が国の原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に寄与する。 | 安全規制等に係る見解の表明や関連知見の収集・整理、原子力施設の設置許可等に係る安全審査、安全審査等に用いる指針類の整備、行政庁の安全規制活動に対する監視・監査、原子力防災体制の整備、社会とのコミュニケーション等を実施する。 | ・安全規制等に的確に反映すべき最新の科学的知見の収集・整理及び必要に応じた原子力安全委員会としての見解の表明及び安全審査指針類の整備 (安全規制等に係る見解、専門部会等報告書及び指針類の策定・改訂の件数) ・原子炉の設置許可等に係る安全審査において、行政庁による審査結果について専門的・中立的な立場から2次審査の実施。また、新耐震指針に基づき、既設原子力施設の耐震安全性の確認。 ・規制調査の実施状況(実施件数) ・原子力防災に係る訓練の実施・参加状況(原子力安全委員会における防災訓練の実施回数及び行政庁・地方公共団体が開催する訓練への参加回数) ・社会とのコミュニケーション (シンポジウム等の開催回数・参加者の理解度) | 869 |
| 62 | 公益法人制度改革等の推進 | 公益法人制度改革を着実に推進するとともに、新制度への移行を円滑に行い、もって改革の目的である「民による公益の増進」を実現する。 | ・申請の手引き、パンフレットの公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知 ・申請者等利用者の利便性、行政の効率化を図るための公益認定等総合情報システム運営・管理 | ・申請の手引き、パンフレットの配布・周知状況 ・利用者による肯定的な評価 | 377 |

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度 予算額(百万円) |
|-----|----------------------------|---|--|--|------------------|
| 63 | 経済社会活動の総合的研究 | 経済社会活動の研究を進め、論文等の研究成果を公表し、政策の企画立案に資する。 | 内外の研究機関・専門家と連携した研究の推進、景気指標の作成等により、政策判断・景気判断の基礎的な材料を提供する。 | ・ESRI Discussion Paper等の研究成果に関するHPへのアクセス件数 ・景気指標に関するHPへのアクセス件数 ・ESRI-経済政策フォーラムについての、参加者の肯定的評価の割合 | 863 |
| 64 | 国民経済計算 | 国民経済計算確報や四半期別GDP速報等の国民経済計算関連統計を作成・公表する。 | 日本の経済状況を国際的に比較可能な形で正確に把握し、的確な経済分析及び経済財政運営のための基礎情報を提供する。 | ・IMFが定めた国際的な公表基準に基づく公表スケジュールの遵守 ・推計手法解説書の英語版の作成 ・国民経済計算の国際的な作成基準の改定(93SNA Rev1)への対応 | 257 |
| 65 | 人材育成、能力開発 | 計量経済分析及び経済理論等についての研修を実施し、研修員が研修に満足した割合を8割とする | 過去のアンケートの分析、各部局からの研修ニーズの把握、講師意見等に基づき研修を計画 | 計量経済分析及び経済理論等の研修に対する研修員アンケートの満足度 | 19 |
| 66 | 経済財政政策関係業務システムの最適化（成果重視事業） | 「経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係わる業務・システム最適化」計画に基づき、大型電子計算機を廃止し、オープンシステムに移行することによるシステム運営経費の削減と、業務支援システムの構築等により業務処理時間の短縮を図る。 | 「経済財政政策関係業務システムの最適化」を実現するためには、税制や規制改革などの制度面での措置には馴染まず、大型電子計算機を廃止し、システムをオープン化することによってシステム運営経費を縮減する。 | 業務システム最適化計画に基づいた作業の推進状況 | 418 |
| 67 | 迎賓施設の適切な運用 | 迎賓施設の適切な運用 | ・関係省庁間の連絡・調整の円滑化を図り、迎賓施設の利用を促進させる。 ・迎賓施設の安全対策に対応する適切な警備と秩序維持に努める。 | ・迎賓施設の積極的な活用を図り、賓客の接遇を円滑に行うため、関係機関による迎賓館事務連絡会議を開催 ・利用(接遇)実績 ・賓客の安全対策に対応する適正な警備と秩序維持 | 47 |
| 68 | 迎賓施設の管理・運営の効率化 | 迎賓施設の管理・運営の効率化 | 効率性を踏まえた迎賓施設の管理運営を図る。 | ・接遇に関する事業者等からの意見聴取を行い施設の管理方法等に対する評価 ・迎賓施設の維持管理(臨時的なものを除く)方法等の見直した場合のコスト(設備の保守管理、庭園管理等)を参考に評価 | 726 |
| 69 | 一般参観の適切な実施 | 一般参観の適切な実施 | 一般参観の実施方法について創意工夫を図る。 | ・一般参観者数 ・参観者へのアンケート実施による評価(「満足した」、「ある程度満足した」とする評価の合計割合) | 12 |

平成20年度予算における成果目標（内閣府）

| No. | 施策名 | 成果目標 | 成果目標を達成するための手段 | 成果目標の達成度合いの事後的な評価方法 | 20年度 予算額(百万円) |
|-----|---------------------|-------------------------------------|---|--|------------------|
| 70 | 北方領土問題解決促進のための施策の推進 | 北方領土問題の解決の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発 ・北方四島交流事業等の充実・改善、適切な実施 ・北方領土返還運動促進のための在るべき啓発事業の検討等 ・北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置 ・元島民後継者対策の充実・強化 ・次世代に配慮した広報・啓発事業等の実施による効果的な返還要求運動の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地で開催される北方領土返還の各種大会の実績 ・北方四島との交流(訪問事業)の実績 ・北方地域旧漁業権者等への貸付実績 | 260 |
| 71 | 国際平和協力業務等の推進 | 国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与する。 | 国際平和協力業務等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・国連平和維持活動への協力 ・国際的な選挙監視活動への協力 ・人道的な国際救援活動への協力 ・物資協力 | 国内、国際社会(国連、現地政府等)の評価 | 462 |
| 72 | 政府・社会等に対する提言等 | 政府や社会等に対しての提言等を通じた科学に関する重要事項の実現 | 専門的かつ信頼性のある見解の提示・助言等を通じた政府・関係機関との連携の強化 | 専門的かつ信頼性のある見解の提示・助言等を通じた政府・関係機関との連携 | 381 |
| 73 | 各国アカデミーとの交流等の国際的な活動 | 各国アカデミーとの交流等の深化による科学に関する研究能率の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・G8各国等の科学アカデミーと連携して、G8サミットの議題に関して共同声明の発出するなど、国際学術団体と連携 ・アジア学術会議の事務局として持ち回りの主催国とともに会議を開催するなどの国際的な活動 ・「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」や我が国で開催される重要な学術関係の国際会議について、閣議了解を得て、学術団体と共同で開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・各国アカデミーとの連携等 ・G8学術会議共同声明の発出 ・アジア学術会議の開催 ・二国間学術交流 ・国際学術団体等への貢献 ・ICSU(国際学術会議)、インターアカデミーパネル等への対応 ・その他の国際学術団体等への代表派遣等 ・共同主催国際会議の開催 | 331 |
| 74 | 科学の役割についての普及・啓発 | 科学の役割についての国民の認識の深化を通じた科学に関する重要事項の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として、公開講演会やシンポジウムを開催 ・意見集約等連携の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本学術会議主催公開講演会等の開催 ・地区会議公開講演会の開催 | 10 |
| 75 | 科学者間ネットワークの構築 | 科学者間ネットワークの構築を通じた科学に関する重要事項の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・我が国科学者コミュニティの中核として、人文・社会科学、自然科学の全ての分野の科学者の意見を集約するとともに、約1,600の協力学術研究団体と連携。 ・地方の科学者とのより活発な連携を図るとともに、全国を7つのブロックに分けて地区会議を組織。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学術団体をめぐる課題についての審議等 ・地区会議の開催 | 24 |